

令和4年第11回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年11月21日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
				15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

1番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典		
-------	-------	-------	------	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	主幹	鈴木 公彦	主任主事	渡部 恭平
技査	赤谷 孝二				

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>(農業委員8番) 佐野和枝 委員</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第11回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>本日の出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員5番・折笠 康裕委員、農業委員6番・星 富士雄 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第38号1番について、農業委員8番 佐野和枝より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、11月15日午前9時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第39号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>所有権移転についてお願いします。地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
--	---

<p>(農業委員 6 番) 星富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番 星富士雄より、議案第 39 号 所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間での所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定について願います。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長</p>	<p>高野地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>農業委員 14 番 弓田秀一より、議案第 39 号 利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 19 日午後 4 時より、地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>門田地区担当委員より 2 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 2 番) 島影盛継 委員</p>	<p>推進委員 2 番 島影盛継より、議案第 39 号 利用権設定の 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 17 日午後 5 時 30 分より、地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>荒井地区担当委員より 3 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 12 番) 鈴木純一 委員</p>	<p>推進委員 12 番 鈴木純一より、議案第 39 号 利用権設定の 3 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より 4 番～6 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 1 番) 二瓶正貴 委員</p>	<p>推進委員 1 番 二瓶正貴より、議案第 39 号 利用権設定の 4 番から 6 番について、報告いたします。 なお、6 番の案件については、他地区も含まれていますが、面積の多い日橋地区委員から併せて報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 4 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定で、5 番・6 番の案件については、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午前 9 時より、地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 39 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>次に、議案 40 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席) 農業委員 佐々木 隆夫 委員 退席</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 10 番) 丸山世子 委員</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番～50 番について 説明願います。</p> <p>農業委員 10 番 丸山世子より、議案第 40 号の 1 番から 50 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 51 番～81 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番 小檜山祐一より、議案第 40 号の 51 番から 81 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 12 番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 82 番～83 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番 鈴木純一より、議案第 40 号の 82 番から 83 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 5 番) 折笠康裕 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 84 番～85 番について説明願います。</p> <p>農業委員 5 番 折笠康裕より、議案第 40 号の 84 番から 85 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 11 番) 吉田和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 86 番について説明願います。</p> <p>農業委員 11 番 吉田和明より、議案第 40 号の 86 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 87 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番 棚木信治より、議案第 40 号の 87 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 8 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>農地部会副部会長 大竹健司 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>この案件は、11 月 4 日開催の遊休農地対策部会において協議検討されました再生利用が困難と判定された農地であります。部会からは非農地との判断が適当で</p>

<p>会 長</p>	<p>あるとの意見を受け、11月8日に地区委員とともに現地調査を実施しました。 その結果、長年耕作されておらず、山林原野化しているため地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも非農地として判断してまいりました。</p> <p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案40号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第40号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>農業委員 佐々木 隆夫 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に報告に移ります。 報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、 報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第26号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から12番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第27号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の1番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から6番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、2番、4番、6番に対し、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されている他、 1番には、造成等による土地の区画形質の変更が伴う場合、都市計画法第29条による開発許可を要するため、速やかに開発管理課へ協議すること。 3番には、引き続き都市計画法第29条による開発許可の手続きを進めること。 5番には、令和4年10月6日付け会津若松市指令開第1346号で許可した開発行為の内容を遵守すること。</p>

会 長	との意見がそれぞれ付されております。 報告は以上です。
会 長	以上、報告でございます。ご了承願います。
会 長	以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 (午後2時 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年11月21日

会津若松市農業委員会 会長

5番農業委員

6番農業委員